

## 「和光市猫の飼育ガイドライン」パブリックコメント結果報告

平成20年2月1日(金)から平成20年2月22日(金)までの22日間、「和光市猫のガイドライン」について意見募集(パブリックコメント)を実施しました。お寄せいただいた意見に対する市の考え方・条例案は、環境課(市役所6階)、行政資料コーナー(市役所1階)、図書館、各公民館、各出張所、市ホームページでもご覧になれます。

- ・ 意見の提出者数 11名
- ・ 意見の提出件数 38件
- ・ 環境課環境推進担当 TEL424-9118

### 和光市猫の飼育ガイドライン(案)のパブリックコメントに関する市の考え方について

◎取り入れる ○既に案に含まれている △取り入れない □その他の意見

	意見	市の考え方	
1	「4 飼い主(飼い猫)の心構え」の(6)を「猫は屋内飼育するようにしましょう」に変更すべき。	基本的には室内飼育を推奨しておりますが、猫の習性等も考慮し、このような記載をしております。	△
2	「6 猫の能力・本能・習性」の能力に繁殖能力も追加すべき。	「6 猫の能力・本能・習性」の能力に繁殖能力も追加します。	◎
3	飼主に市から注意をして欲しい、去勢手術、首輪(野良猫と区別のため)	このガイドラインに沿って啓発して行きます。	□
4	野良猫の処理処分を何とかして欲しい。	動物の愛護及び管理に関する法律により、市が積極的に捕獲・処分することは困難です。	□
5	拘束力のないガイドラインをマナーとして徹底し、向上させることが肝要だ。	ガイドラインの周知徹底に努め、マナーの向上を図ります。	□
6	飼い主の明確でない猫は、市が積極的に捕獲し、廃棄処分することを明確にする。	動物の愛護及び管理に関する法律により、市が積極的に捕獲・処分することは困難です。	△
7	飼い猫には首輪を付けて飼い主を明確にすることを義務付ける。	このガイドラインは、猫の飼い方を明示するものであり、飼い主に対し新たな義務を課すことは困難です。	△
8	地域猫についても首輪を付けて世話人を明確にすることを義務付ける。	このガイドラインは、猫の飼い方を明示するものであり、飼い主に対し新たな義務を課すことは困難です。	△
9	地域猫の世話人も、猫による汚損、破損、損害に対して賠償責任があることを明確にする。	地域猫の世話人に対する賠償責任は、法律上明確になっていないため、ガイドラインに明記することは困難です。	△

10	猫避けのための購入した部材、薬剤の費用負担について明確にする。	これら費用負担の問題については、個々の案件により事情が異なり、このガイドラインの中でどうするべきかを明確にすることは困難です。	△
11	猫がごみ収集場所を荒らすため、蓋つきのダストボックス設置の義務付ける制度を提案したい。	このガイドラインは、猫の飼い方を明示するものなので、ごみ置場の問題を網羅することはできませんが、ごみ問題として参考にさせていただきます。	△
12	ガイドラインの1項目を基本的な考え方にしたほうが分かり易い。	ガイドラインの構成上、現行案が適当であると考えます。	△
13	「～ガイドラインを策定しました」ではなく、「～を目指すためのガイドラインです」のほうが望ましい。	「和光市猫の飼育ガイドライン」の文章の構成上、現行案で適当であると考えます。	△
14	「無秩序な餌やり、無秩序に野外生活する猫」等の表現はしないほうが良い。	望ましい状態に保たれていないという観点から無秩序という表現は適正であると考えます。	△
15	不妊去勢手術制度の詳細を掲載すべき。	不妊去勢手術については、3頁に掲載しておりますが、これ以上の詳細についての掲載は困難です。	△
16	定義で野良猫と地域猫を入れ替えたほうが良い。	定義は、(1)飼い猫、(2)地域猫、(3)野良猫の順番に入れ替えます。	◎
17	市のバックアップ体制、サポートできる内容を検討し、明確にして追加項目として謳って欲しい。4項～6項の猫の習性や成長の表などは簡略化して良い。	市のバックアップ体制、サポートできる内容については、今後検討します。	△
18	殖やさないための手術費(一頭当たり25,000円～30,000円)の何割かの補助金を予算化して欲しい。	現在も去勢・不妊手術費については、補助制度を設けております。	□
19	一般住民の理解を得るための広報活動の協力(看板、会報記事、チラシなど)をして欲しい。	今後検討してまいります。	□
20	猫の遺棄は犯罪(罰金50万)であることも呼びかける。	今後検討してまいります。	□
21	どの地区が深刻な状況であるか市内の生態実態調査して欲しい。	猫の生息実態調査の実施は困難ですので、情報収集に努めてまいります。	□

22	里親募集に関するインターネットなどによる情報提供、イベント等の協力が必要である。	今後検討してまいります。	<input type="checkbox"/>
23	気軽に問い合わせができるように相談窓口を設置して欲しい。	今後検討してまいります。	<input type="checkbox"/>
24	ペット販売事業者が客に販売する際に適正飼育に関する一筆を取るなどで、誓約をさせることが必要である。	このガイドラインは、猫の飼い方を明示するものであり、ペット販売の際の誓約事項等を網羅することは困難です。	△
25	ペットフード業者に食べる避妊食を考案してもらいたい。	参考にさせていただきます。	<input type="checkbox"/>
26	猫の習性を理解し、猫にとっても、猫好きな人、嫌いな人、無関心な人にとってもより良い共存、共生できるかを考えた社会になるよう努力したい。	このガイドラインに沿って、努力してまいります。	<input type="checkbox"/>
27	飼育できなくなっても飼い主は安易に捨てたり、保健所に任せるのは身勝手に教育上も良くない。	参考にさせていただきます。	<input type="checkbox"/>
28	不用猫という言葉も冷たいです。人間ではないから、物として扱われるのは理不尽です。	参考にさせていただきます。	<input type="checkbox"/>
29	保健所で行われている殺処分の方法も安楽死等に見直すべき。	参考にさせていただきます。	<input type="checkbox"/>
30	野良猫が地域猫として生きて行けるよう不幸な猫を増やさぬよう、行政も住民もお互いに暖かい気持ちで野良猫対策を進めたい。	このガイドラインに沿って、努力してまいります。	<input type="checkbox"/>
31	「里親会」などの協力者と共同で地域猫の世話をすることが重要である。	参考にさせていただきます。	<input type="checkbox"/>
32	迷い猫、捨て猫が絶えません。少しずつ慣らして不妊・去勢をしていますが、きりがありません。今は子猫でも貰い手はありません。このことも難しい問題です。	参考にさせていただきます。	<input type="checkbox"/>

33	「4 飼い主(飼い猫)の心構え」の「飼育管理について」に 「野良猫・地域猫との接触による感染症の予防のためにも、飼い猫はできる限り室内飼いにしましょう」を追加すべき。	感染症の予防のためにも、飼い猫はできる限り室内飼いにしましょう」を追加します。	◎
34	「4 飼い主(飼い猫)の心構え」の「飼育管理について」に 「排泄は室内の猫用トイレで行うようにしつけましょう」を追加すべき。	同様の内容を既に掲載しています。	○
35	「4 飼い主(飼い猫)の心構え」の「飼育管理について」に 「猫はとても綺麗好きです。排泄後の猫のトイレは清掃にして常に清潔な状態にしましょう」を追加すべき。	同様の内容を既に掲載しています。	○
36	「5 地域猫を世話する人の心構え」の「その他」に 市内の野良猫・地域猫を外見から判別できる方法を決める。(首輪、ピアス等)	和光市猫のガイドラインに沿って啓発して行きます。	◎
37	「5 地域猫を世話する人の心構え」の「その他」に 野良猫・地域猫を保護、飼育、管理以外の目的で捕獲しない。	捕獲に関する事項は誤解を与えかねないため、明記するのは困難です。	△
38	「8 猫の緊急・災害時の対策」 市内の猫を連れて避難できる避難場所を指定し、明記すべき	個々の避難場所の指定については、地域防災計画の中で今後検討していく必要があるので参考にさせていただきます。	△